

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 48(オ)725	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	所有権移転登記手続、建物収去土地明渡請求	原審事件番号	昭和 45(ネ)314
裁判年月日	昭和 48 年 12 月 11 日	原審裁判年月日	昭和 47 年 8 月 31 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 110 号 667 頁		

判示事項	農地の売買契約締結後その現況が宅地になった場合と農地法三条の県知事の許可
裁判要旨	農地の売買契約締結後その現況が宅地となった場合には、特段の事情のないかぎり、右売買契約は知事の許可なしに効力を生ずる。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人上坂明、同津乗宏通、同浦功、同丸山哲男、同藤田剛の上告理由について。</p> <p><u>農地の売買契約締結後に、右土地の現況が宅地となった場合には、特段の事情のないかぎり、右売買契約は、知事の許可なしに効力を生ずるものと解すべく、原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、本件土地の現況が宅地となったので、本件売買契約は知事の許可なしに効力を生ずるとした原審の認定判断は、正当として首肯することができる。原判決（その引用する第一審判決を含む。）に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。</u></p> <p>よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。</p> <p>(裁判長裁判官 天野武一 裁判官 関根小郷 裁判官 坂本吉勝 裁判官 江里口清雄 裁判官 高辻正己)</p>